賃金等の変動に対する

工事請負契約約款第２６条第６項

（インフレスライド条項）

運用マニュアル（暫定版）

平成３１年２月

愛知中部水道企業団管財検査課

本資料は、以下の愛知中部水道企業団工事請負契約約款第２６条第６項（インフレスライド条項）についての運用マニュアルである。

**愛知中部水道企業団工事請負契約約款第２６条**

**（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）**

|  |
| --- |
| １　発注者又は請負者は、工期内で請負契約締結の日から１２か月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。２　発注者又は請負者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の１，０００分の１５を越える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。全体スライド３　変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め請負者に通知する。４　第１項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額の変更の基準とした日」とするものとする。単品スライド５　特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は請負者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。６　予期することができない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は請負者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。インフレスライド７　前２項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め請負者に通知する。８　第３項及び前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め請負者に通知するものとする。ただし、発注者が第１項、第５項又は第６項の請求を行った日又は受けた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め発注者に通知することができる。 |

**はじめに**

　本資料は、愛知中部水道企業団工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第２６条第６項のインフレスライド条項について、スライド額の算定方法や発注者及び請負者間における協議等についての運用の考え方を整理したものである。

**１．適用対象工事**

|  |
| --- |
| （１）工期内に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となった工事であること。（２）契約約款第２６条第６項の請求は、２．（３）に定める残工期が２．（２）に定める基準日から２か月以上あること。（３）発注者及び請負者によるスライドの運用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。 |

・全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 全体スライド（契約約款第２６条第１項から第４項） | 単品スライド（契約約款第２６条第５項） | インフレスライド（契約約款第２６条第６項） |
| 適用対象工事 | 工期が１２か月を超える工事ただし、基準日以降、残工期が２か月以上ある工事（比較的大規模な長期工事） | すべての工事 | すべての工事ただし、基準日以降、残工期が２か月以上ある工事 |
| 請負額変更の方法 | 対　象 | 請負契約締結の日から１２か月経過した基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等 | 部分払いを行った出来形部分を除く全ての資材（鋼材類、燃料油類等） | 賃金水準の変更がなされた日以降の基準日の残工事量に対する資材、労務単価等 |
| 受注者及び請負者の負担 | 残工事費の１．５％ | 対象工事費の１．０％（ただし、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし） | 残工事費の１．０％（３０条「不可抗力による損害」に準拠し、建設業者の経営上最小限必要な利益まで損なわないよう定められた「１％」を採用。） |
|  | 再スライド | 可能（全体スライド又はインフレスライド適用後、１２か月経過後に適用可能） | なし | 可能（賃金水準の変更がなされる都度、適用可能） |

**２．請求日及び基準日等について**

|  |
| --- |
| 　請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。（１）請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は請負者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。（２）基準日：請求日とすることを基本とする。（３）残工期：基準日以降の工事期間とする。 |

・請求日について

請求に際しては、残工事の工期が基準日（請求日とすることを基本とする。請求日から１４日以内の範囲で定めることも可とする。）から２か月以上必要であることに留意すること。

・基準日について

発注者と請負者とが協議して定める基準日は、請求日を基本とするが、これにより難い場合は、請求日から１４日以内の範囲で定める。

・残工期について

　残工期については、基準日における契約工期の残工事期間を基本とする。

**３．スライド協議の請求**

|  |
| --- |
| 発注者又は請負者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。 |

・スライド協議の請求について

　発注者又は請負者からのスライド協議の請求は、書面（様式１－１又はｌ－２）により行うこととする。

　また、基準日設定後に新たに賃金水準が変更され、かつ、残工事の工期が新たな基準日から２か月以上ある場合には、その都度スライド協議の請求をすることができる。

　なお、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更の間における発注者又は請負者からのスライド協議の請求は、１回を基本とする

・スライド額協議開始日について

　発注者は、請負者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、請求日から７日以内に請負者に書面（様式２）により通知する。

・実施フローについて

　別紙「契約約款第２６条第６項に伴う実施フロー」を参照すること。

**４．請負代金額の変更**

|  |
| --- |
| （１）賃金水準又は物価水準の変動による請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の１００分の１に相当する金額を超える額とする。（２）増額スライド額については、次式により行う。　　　Ｓ増＝[Ｐ２－Ｐ１－（Ｐ１×１/１００）]　　この式において、Ｓ増、Ｐ１及びＰ２は、それぞれ次の額を表すものとする。　　　Ｓ増：増額スライド額　　　Ｐ１：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額　　　　　　⇒増額スライド前の残金額　　　Ｐ２：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したＰ１に相当する額　　　　　　⇒増額スライド後の残金額　　　　　（Ｐ＝α×Ｚ、α：落札率、Ｚ：発注者積算額）（３）減額スライド額については、次式により行う。　　　Ｓ減＝[Ｐ２－Ｐ１＋（Ｐ１×１/１００）]　　この式において、Ｓ減、Ｐ１及びＰ２は、それぞれ次の額を表すものとする。　　　Ｓ減：減額スライド額　　　Ｐ１：請負代金から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額　　　　　⇒減額スライド前の残金額　　　Ｐ２：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したＰ１に相当する額　　　　　⇒減額スライド後の残金額　　　　　（Ｐ＝α×Ｚ、α：落札率、Ｚ：発注者積算額）（４）スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。 |

・請負者の負担割合

　請負者の負担割合については、契約約款第３０条の「不可抗力による損害」に準拠し、建設業者の経営上最小限必要な利益まで損なわないよう定められた「１００分の１」としている。

・基準日における特別調査又は見積価格採用単価について

　再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

・複数回スライドを行う場合について

　スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施するものとする。なお、その場合基準日における請負代金額には、それまで実施したスライド額を含むものとする。

**５．残工事量（出来高量）の算定**

|  |
| --- |
| （１）基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、設計書に対応して出来高確認を行うものとする。（２）基準日までに変更契約を行っていないが、条件変更確認通知又は設計変更通知されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とする。（３）現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱う。　また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱う。　・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。　・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とする。　・契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。（４）工事数量表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。（５）出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、請負者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。（６）請負者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。 |

・出来形数量等の確認方法について

基準日における工事の出来形数量の確認については、本マニュアル　記５．に基づき実施することを基本とする。

なお、発注者は、請負者に「残工事量内訳書」の提出を求め、これにより、設計書に対応した出来高を確認できることとする。

・出来形数量等の確認時期について

　発注者は、請求日から１４日以内に出来高確認を行う。

**６．物価指数**

|  |
| --- |
| 発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、請負者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。 |

・積算に使用する単価について

　　変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が積算に使用している物価資料等の基準日における価格を基礎とする。

・基準日における特別調査又は見積価格採用価格について

　　再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割が大きい場合は、別途考慮する。

**７．変更契約の時期**

|  |
| --- |
| 愛知中部水道企業団工事事務取扱要領第２２条によるものとする。 |

・軽微な変更として契約期間の末までに行う場合

　スライド額に係る変更契約を軽微な変更として契約期間の末までに行う場合は、スライド基準日における出来形数量を確認し、残工事量を発注者、請負者間で確認する。

（別紙様式Ａ）

**８．全体スライド及び単品スライド条項の併用**

|  |
| --- |
| （１）契約約款第２６条第１項から第４項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本運用によるスライドを請求することができる。（２）本運用に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約約款第２６条第５項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。 |

・契約約款第２６条第６項に規定するインフレスライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まずインフレスライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、インフレスライド条項との重複を防止するため、インフレスライド条項の対象とした数量については、変動前の単価をインフレスライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。

・また、インフレスライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては残工事費の１％、後者においては対象工事費の１％、それぞれの請負者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、請負者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものになる。

・このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の工事費の１％を請負者の負担とするが、インフレスライド条項と単品スライド条項が併用される期間においては、インフレスライド条項の運用により請負者が負担する残工事費の１％をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方に基づき、単品スライド条項に係る１％分の負担を求めないこととした。

・さらに、単品スライド条項に係る対象工事費は基本的には最終的な全体工事費であり、インフレスライド条項と併用した場合の対象工事費はインフレスライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価となる。

 別紙

**契約約款第２６条第６項に伴う実施フロー**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日　程 | 請　負　者 | 発　注　者 |
| 管財検査課から様式送付1414基準日から２ヶ月以上日以内日以内７日以内 | 【請求】様式1-1【概算スライド額調書】【残工事量内訳書】その他必要な書類　請求日　【協議開始日通知】様式２　受　理　基準日(請求日と同日が基本)・確認日管財検査課が協議書送付協 議 開 始 日異議がある場合は担当課と協議スライド額の協議協　議　終　了管財検査課変更契約の締結工　期　末 | 管財検査課　受　理　管財検査課と担当課　スライド額の協議開始日を設定　管財検査課　通　知　・基準日時点の出来形数量の確認・残工事量の確認【残工事量確認書】様式Ａ【残工事量確認内訳書】管財検査課設計積算課　スライド額の算定　【スライド額協議書】様式3-114日以内に協議が整わない場合、発注者がスライド額を決定 |

平成３１年２月作成

賃金等の変動に対する工事請負契約約款第２６条第６項

（インフレスライド条項）の運用マニュアルに関するＱ＆Ａ

【運用マニュアル】

Ｑ１　どの団体を参考にマニュアルを作成したか。

Ａ１　全国の団体は、主に国土交通省を参考にマニュアルを作成しているが、団体ごとに差異がある。どの団体を参考にすべきか検討した結果、本企業団の工事請負契約約款や工事事務は、愛知県を参考にしているため、愛知県のマニュアルを参考に作成した。

【特例措置とインフレスライド条項の違い】

Ｑ２　「特例措置」と「インフレスライド条項」との違いは何か。

Ａ２　「特例措置」は、旧労務単価等で予定価格を算定し、入札事務の日程上、新労務単価等適用以降に当初契約となる工事や委託が対象となり、新労務単価等で変更契約ができるものとしたもの。

　　　「インフレスライド条項」は、新労務単価等の適用以前に契約済みの工事が対象となり、基準日における出来高分を除いた請負代金額について、労務単価等の変動による差額を算出したものから、出来高分を除いた請負代金額の１％分を控除した金額をスライド額とし、変更契約するもの。

【請負者からの請求①】

Ｑ３　工事中止中に請負者が請求を行うことは可能か。

Ａ３　工事中止解除後に請求することとする。

【請負者からの請求②】

Ｑ４　残工期が２か月未満で工事中止をかけている工事で、中止解除後、残工期では工事完了の目途が立たず再度工期延長をすると、中止解除後の残工期が２か月以上となる工事は請求可能か。

Ａ４　工期延長が受注者の責めによらない場合は、請求することができる。ただし、請求日の遡りは認めていないので留意すること。

【再スライド】

Ｑ５　同一工事で、２回のインフレスライドの適用は可能か。

Ａ５　１回目の適用後、新たに賃金水準が変更となった際には適用可能である。